

I 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 25 条の下に定められる政令（外国為替令）に、貨物については、外為法第 48 条の下に定められる政令（輸出貿易管理令）に規定することで、輸出規制等の対象としている。

各国際輸出管理レジームにおける昨年までの合意等を受けて、関連省令・関連通達の改正を行うことにより、規制の対象となる技術及び貨物を追加等し、併せて、その他所要の改正を行う。

※令和 3 年 1 0 月 1 5 日（金）公布（令和 3 年 1 2 月 1 5 日（水）施行）

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年経済産業省令第 7 4 号）
- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和 3 年 1 0 月 1 5 日付け輸出注意事項 2 0 2 1 第 2 8 号）

II 改正内容

原子力関連（2 の項関係）

■ 測定装置の仕様に関する規定の改正【規制内容の明確化】

オートコリメータにつき、規制対象外となる光学的器械に含まれることを明確化する改正を行う。

- 貨物等省令第 1 項第 1 7 号ハ【省令】

化学兵器関連（3 の項関係）

■ 化学製剤の原料物質の追加【規制強化】

A G の合意事項を踏まえ、原料物質（2 4 種類）の追加を行う。

- 貨物等省令第 2 条第 1 項第 1 号【省令】

- かくはん機の仕様に関する規定の改正【規制内容の明確化】
規制対象範囲を明確化する改正を行う。
 - 貨物等省令第2条第2項第6号【省令】

生物兵器関連（3の2項関係）

- ウイルスに係る規定の追加【規制強化】
AGの合意事項を踏まえ、規制対象となるウイルスの追加を行う。
 - 貨物等省令第2条の2第1項第1号【省令】
- 収容装置の解釈の改正【規制の明確化】
 - 運用通達3の2の項【通達】

材料加工関連（6の項関係）

- 測定装置の仕様に関する規定の改正【規制内容の明確化】
オートコリメータにつき、規制対象外となる光学的器械に含まれることを明確化する改正を行う。
 - 貨物等省令第5条第1項第8号ハ（省令）

コンピュータ関連（8項関係）

- ニューラルコンピュータの解釈の改正【規制の明確化】
 - 運用通達8の項【通達】

その他

上記のほか、所要の改正（技術的・修辭的な修正を含む）を行う。

- 貨物等省令の改正
- 運用通達の改正
- 役務通達の改正
- 補完規制通達の改正

(参考1) 国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は42か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は42か国。

(参考2) 関係法令及び略称

- 法律
 - 外為法** 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
- 政令
 - 外為令** 外国為替令（昭和55年政令第260号）
 - 輸出令** 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）
- 省令
 - 貨物等省令** 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）
- 通達
 - 運用通達** 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）
 - 役務通達** 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）
 - 補完規制通達** 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）